

# 改修費への支援

## 住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更・耐震改修・バリアフリー改修工事</li> <li>・居住のために最低限必要と認められた工事</li> <li>・居住支援協議会等が必要と認める改修工事（防火・消火対策工事を含む（一部の協議会を除く））</li> </ul> ※ 上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	
補助率・補助限度額	国 1 / 3	国 1 / 3 + 地方 1 / 3
	国費限度額：50万円／戸 ※ 共同居住用のための改修、間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合100万円／戸	
入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等</li> <li>・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）</li> <li>・被災者世帯</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 （月収38.7万円（収入分位70%）以下）</li> <li>・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）</li> <li>・被災者世帯</li> </ul> 等
家賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。</li> </ul> ※ 例 東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円 静岡市：5.4万円、青森市：4.4万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。</li> </ul>
その他 主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。</li> <li>・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。</li> </ul>	

※その他、住宅金融支援機構による登録住宅に対するリフォーム融資等がある。

※国による直接補助は平成31年度までの時限措置。